

最低賃金の確認方法

Q、10月から最低賃金が上がりますが、当社の給与が基準を満たしているのかどうか、確認する方法を教えてください。

当社の給与の構成は、基本給、職能手当、精勤・皆勤手当、家族手当、固定残業代（30時間分）、通勤手当となっております。

A、最低賃金額を満たしているのかどうか確認する方法は、確認したい賃金を時間額に直してから、最低賃金額（時間額）以上であるかどうかを比較します。

①時間給の場合 時給額

②日給の場合 日給額を1日の平均所定労働時間で割った額

③月給の場合 月給を1カ月の平均所定労働時間で割った額

④時間給・日給・月給が組み合わさっている場合 それぞれの時間額を計算し、算出した時間額を合計した額

①②③④が最低賃額以上であれば問題ありません。

ただし、最低賃金額との比較に当たって次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

③時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金

④精勤・皆勤手当

⑤通勤手当

⑥家族手当

さて、御社の場合は、精勤・皆勤手当、家族手当、固定残業代、通勤手当を除いた基本給と職能手当で最低賃金を上回っているのかを確認してください。

その結果、最低賃金を下回っていた場合は給与額を見直す必要があります。

また、それに伴って固定残業代が不足する可能性もありますので注意が必要です。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。